

路線の休止について

1 目的

竹原駅から吉名地区を通り、安芸津、近畿大学を結ぶ路線について、竹原市内における区間（竹原駅から八代谷まで）を休止とする。

2 運行事業者

芸陽バス株式会社

3 休止日

令和3年4月1日から

4 休止の理由

利用者が以前より減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さらに利用者が減少となった。

令和2年3月に策定した竹原市公共交通網形成計画の今後の取組の中で、「外出スタイル・ニーズに呼応した運行方法の見直し・調整」を行うこととしており、利用者の減少が続いている当該路線について、休止とするもの。

5 根拠規定

道路運送法

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その6月前に（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その30日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

※旅客の利便を阻害しないと認める場合とは・・・当該路線の休止又は廃止について地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会で協議が調っているもの

6 その他

当該路線の休止に伴う代替移動手段の一つとして、新たにデマンド型乗合タクシーを対象区域に導入する予定としている。